

報告事項が、3件ございます。

第1件目の7月25日及び8月24日に開催された東京都市長会関係の主な審議内容をご報告申し上げます。

はじめに、7月25日に開催された平成30年度第3回東京都市長会についてです。

まず、東京都等からの連絡事項が5件あり、主な連絡事項3件について報告いたします。

1件目は、総務局から「『東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念実現のための条例（仮称）』の条例案概要」について説明がありました。

2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催都市として、人権尊重の理念がより一層社会に浸透していくことを目的として、性自認・性的指向等を理由とする差別の解消や、不当な差別的言動の解消への取り組み等についても規定した条例を都議会に提出する準備を進めているとのことでした。

2件目は、オリンピック・パラリンピック準備局からの連絡事項です。

東京都における15日間の聖火リレー実施に向けた各種計画の検討、準備、実施を行う「東京都聖火リレー実行委員会」を設置し、7月10日に第1回の会議を開催したとのことでした。

なお、今年度は、東京都内の聖火リレールート案の選定や毎日実施するセレブレーション（聖火到着式）会場案の選定を中心に検討を進める予定とのことでした。

3件目は、総務局から「市町村総合交付金の見直し」に

ついて説明がありました。

今回の見直しは、交付金の算定方法を簡素化し、市町村の事務負担の軽減を図るとともに、市町村が主体的に充当先を判断できる仕組みを導入することなどを視点として、検討が進められてきたもので、最終案がまとまったとのことでした。

主な見直し内容は、従来の振興支援割の支援体系を再整理するとともに、まちづくりに関する支援について算定方法を簡素化したことなどで、あわせて今年度から導入する「政策連携枠」についても、一定の考え方を整理したとのことでした。

次に、議案審議事項として、4件の審議が行われました。

議案第1号の「平成31年度東京都予算編成に対する要望（案）」については、各部会での審議結果の報告があり、承認されました。要望項目件数は、重点要望50件、一般要望48件、合計98件と昨年度と比べ5件増えました。

あわせて、「多摩地域に対する都政の取組に関する要望（案）」についても承認されました。

なお、本要望については、7月31日に副知事及び各局あてに提出し、私は、建設部会の一員として、産業労働局、都市整備局及び建設局へ要請行動を行いました。

議案第2号の「平成30年7月豪雨による被災都市への見舞金の扱い」については、広島県市長会及び岡山県市長会にそれぞれ200万円、愛媛県市長会に100万円の見舞金を出すことが承認されました。

議案第3号の「平成30年度東京都市長会一般会計歳入歳出補正予算（案）」については、議案第2号で承認された見舞金を計上するもので、原案のとおり承認されました。

議案第4号の「各種審議会委員等の推せん」については、任期満了に伴う委員等の推薦について承認されました。

次に報告事項ですが、「都によるふるさと納税制度の活用について再考を求める緊急申入れ」として、7月20日に東京都町村会とともに都に対して緊急申入れを行ったとの報告がありました。

これは、6月の都議会定例会代表質問においてなされた、「オリンピック・パラリンピック施設の建設に当たって、ふるさと納税制度の活用の検討を進める」旨の答弁が、ふるさと納税についての都のこれまでの考えと矛盾することや、ふるさと納税による影響が急激に拡大している市町村の窮状を無視するものであることから、7月18日開催の役員会において、都に対し、できる限り速やかに申入れを行うことを決定し、実施したもののことでした。

そのほか、報告事項等として、「平成30年7月豪雨による被災都市への人的支援」、「会長専決処分」、「平成30年度市町村共同事業助成金審査会の審査報告」、「平成29年度オール東京62市区町村共同事業『みどり東京・温暖化防止プロジェクト』の実績報告」について報告され、了承されました。

続きまして、8月24日に開催された平成30年度第4回東京都市長会についてです。

まず、東京都等からの連絡事項3件について報告いたします。

1件目は、「流域下水道の維持管理負担金への消費税転嫁」についてです。

流域下水道の維持管理負担金については、これまで消費

税の導入や税率改定の際にも単価を据え置き、経営努力により対応してきたが、今後、維持管理収支の悪化等が見込まれる中、消費税率10%への引き上げを見据えると、消費増税分を転嫁せざるを得ない状況である。そのため、平成31年10月からは外税方式に変更し、消費増税分の転嫁をしたいとのことでした。

なお、今後は、下水道法に基づく市町村への意見照会等を経て、平成31年2月の都議会定例会に提案していく予定とのことでした。

2件目は、オリンピック・パラリンピック準備局及び生活文化局からの連絡事項で、主な2点についてご報告いたします。

1点目は、オリンピックの自転車競技ロードレースのコースの決定についてです。8月9日に組織委員会から武蔵野の森公園をスタート会場とし、多摩地域8市、神奈川県、山梨県、静岡県内を通り、富士スピードウェイでゴールするコースが公表されたとのことでした。既にご案内のとおり、本市もコースに含まれており、都内では最長の11.8kmを走行することとなりました。

2点目は、都市ボランティアについてです。東京2020大会では、3万人規模の都市ボランティアの活動を予定しており、このうち5,000人程度は、都内市区町村からの推薦を予定しているとのことでした。

なお、具体的な推薦人数については、今後都から上限を示す予定とのことでした。

このほか、東京2020大会に向けて都が行う文化プログラム「Tokyo Tokyo FESTIVAL」の概要や組織委員会が行う文化プログラム「東京2020 NIPPON フェスティバル」の概要

について説明がありました。

3件目は、「多摩振興事業の実績報告 2017」についてです。

都では、平成29年9月に策定した「多摩の振興プラン」などに基づき、各種の多摩振興事業を行っており、2017年度の実績などを「多摩振興事業の実績報告 2017」として取りまとめたとのことでした。なお、この中には、都営諏訪・和田・東寺方・愛宕団地の建替えや、南多摩尾根幹線の整備などが記述されています。

次に、議案審議事項として、1件の審議が行われました。

議案第1号の「各種審議会委員等の推せん」については、任期満了に伴う委員等の推薦について承認されました。

そのほか、報告事項等として、「会長専決処分」、「各種団体からの要請」について報告され、了承されました。

第2件目として、「生活保護基準引下げ違憲処分取消等請求訴訟の提起」について、ご報告を申し上げます。

本件訴訟は、国、東京都、本市を含む10市を被告として、多摩市民1人を含む被保護者である原告らが、平成27年厚生労働省告示第117号による生活保護基準の引下げが違憲であるとして、これに基づいてされた保護費の変更決定処分の取消しと、慰謝料の請求を求めて提起したものです。

この訴訟では、本市を含む多数の自治体が被告とされていますが、国の定める保護費の支給基準自体の合理性を争う集団訴訟であるため、今後は国がその権限に基づき被告らを代表して、訴訟を進行することになります。

第3件目として、「職員による損害賠償等請求訴訟の判決」について、ご報告を申し上げます。

本件は、本市職員が、長時間労働や上司からのパワーハラスメントが原因で休職を余儀なくされたことにより損害を受けたなどとして、本市と元上司の職員に対し、その損害の賠償を求める訴訟を提起したものです。

第一審及び第二審において相手方の請求を棄却する判決が言い渡され、この判決を不服として相手方が上告したことは、これまでご報告したとおりです。

この訴訟について、平成30年8月23日に最高裁判所が本件上告を棄却する決定をした旨の調書が市に送達されました。これにより、上告人の請求を棄却した東京高等裁判所の判決が確定し、この事件についての市の勝訴が確定しましたので、ご報告いたします。

以上、3件をご報告申し上げます、市長行政報告と致します。

(平成30年第3回多摩市議会定例会)